

屏風里づくり計画



屏風の槇柏

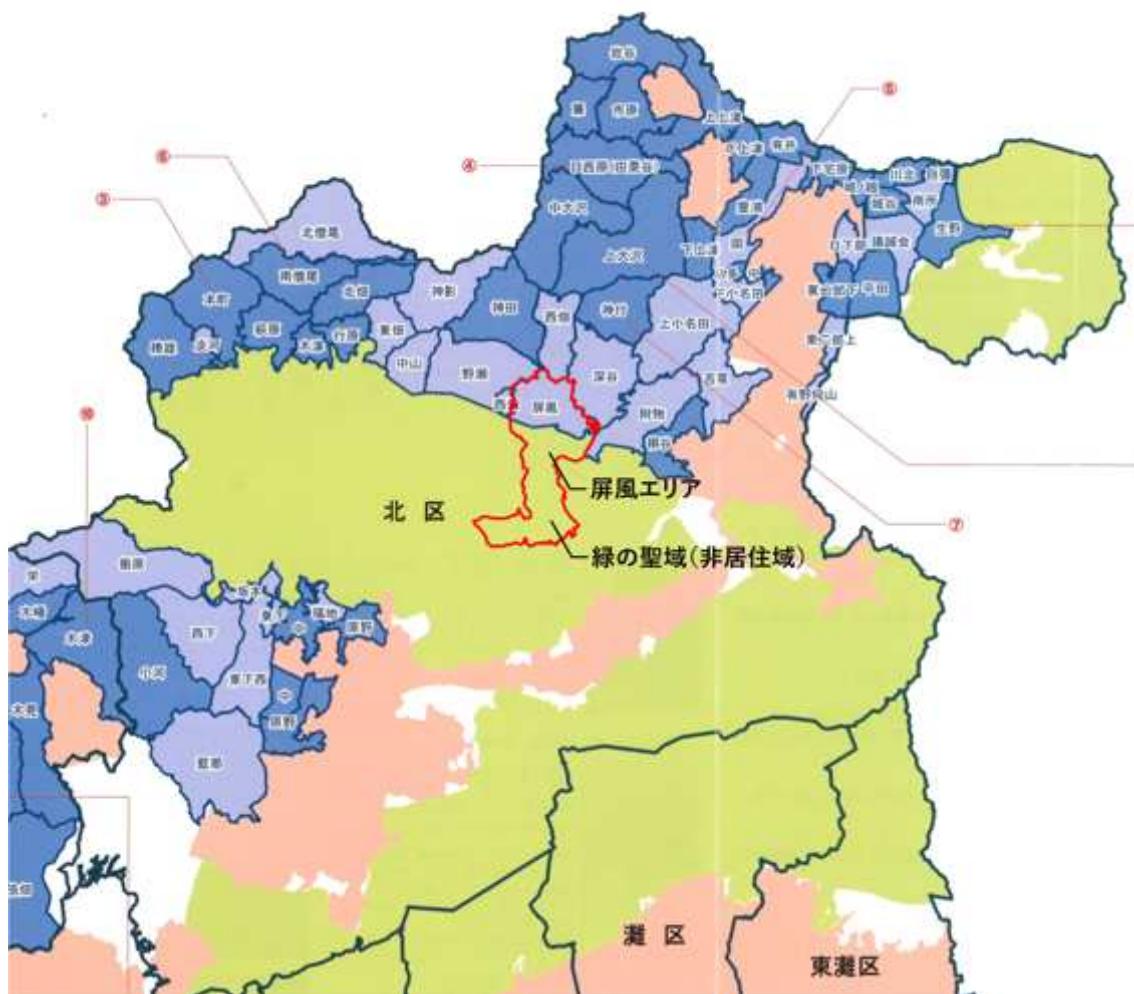
令和4年3月
屏風里づくり協議会

目次

第1章 屏風地区の概要	1
(1) 屏風地区の立地条件	2
(2) 屏風地区の人口統計	3
(3) 屏風地区の営農状況	3
(4) 地区の行事等	4
①日照山一徳寺の行事	3
②屏風八王子神社の行事	3
(5) 農村用地地域	4
(6) 地区の問題点及び課題	5
①農業振興	5
②少子高齢化	5
③地区内・地区間交通	5
第2章 地区の整備の目標及び方針	5
第3章 農業振興計画	5
(1) 営農環境の維持・改善	5
①集落営農組織の再編の検討	5
②多面的昨日支払い交付金制度・中山間地域等直接支払制度の活用	5
③入作希望者の受け入れ促進	5
(2) 畦畔の維持	6
(3) 獣害対策	6
第4章 環境整備計画	6
(1) 屏風の主な施設	6
①施設	6
②景観資源・自然資源	7
③その他	8
(2) 屏風の生活環境	9
①防災	9
②美しい農村景観の維持	9
(3) 屏風地区内の景観資源	10
①地区内に広がる田園景観	10
②民間が形成する集落景観	10
第5章 屏風地区土地利用計画	11
(1) 農村用途区域の設定	11
(2) 里づくり拠点施設	12

第 6 章 屏風地区農村定住起業計画	14
農村定住起業施設一覽	

第1章 屏風地区の概要



屏風地区の位置図

(1) 屏風地区の立地条件

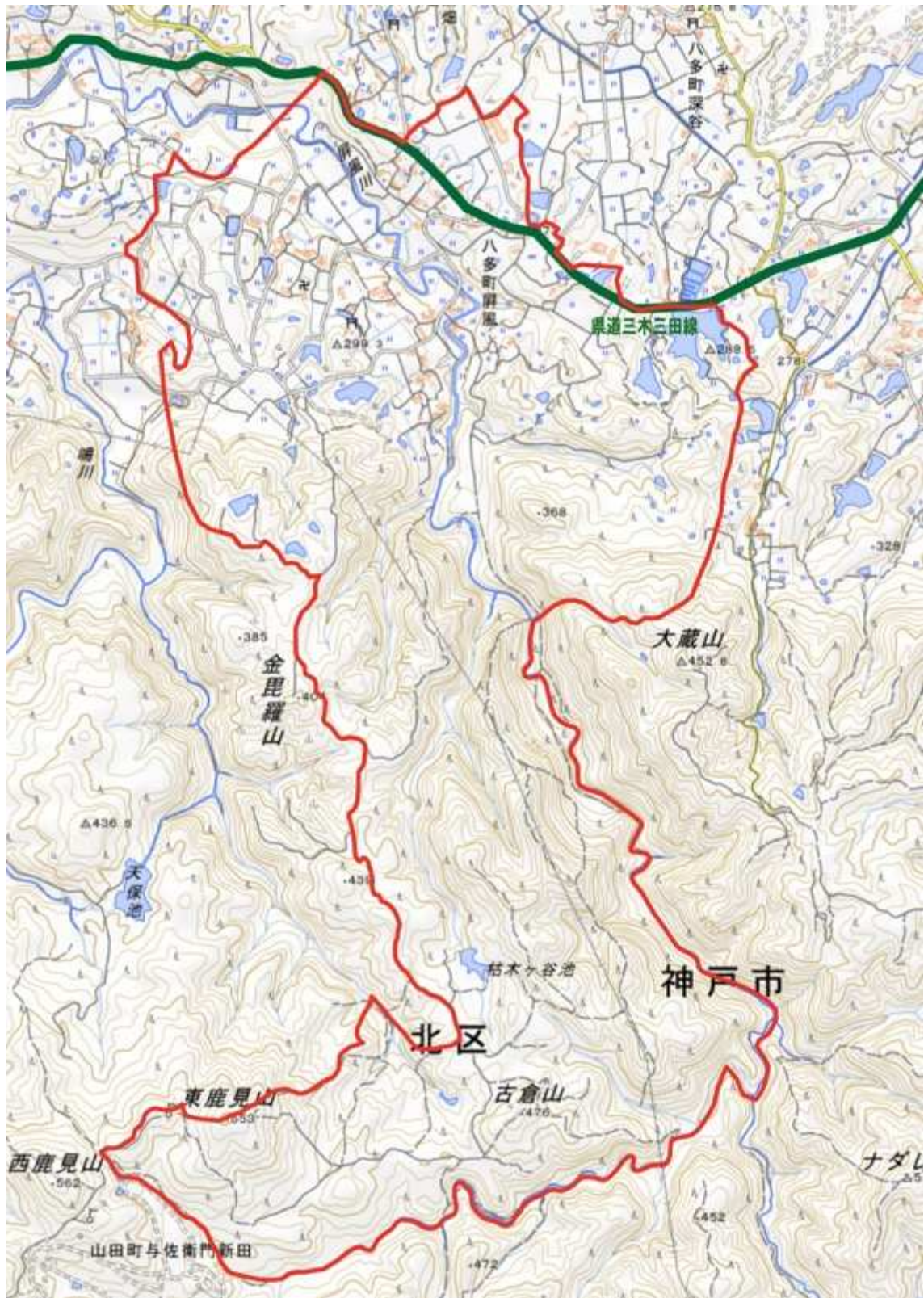
屏風は八多町の西南端に位置する南北に長いエリアで、西で淡河町と南で山田町と接している。摂津と播磨の国境に位置するところから屏風と称されたといわれる。

地域内の中央部を南から北に淡河川の支流屏風川が流れている。屏風川は地域内の太田橋を境に淡河川となって下り、三木市に入って志染川、のちに美嚢川となり最終的には加古川となって瀬戸内海にそそぐ。

地域の全域が市街化調整区域であり、南3分の2が「みどりの聖域」北3分の1が「人と自然の共生ゾーン」となっていて、居住域はこの北3分の1のエリアに含まれる。

地域内の道路網としては市道野瀬屏風線を中心に集落が形成され、地区外への移動はエリアの北端を東西に走る県道三木三田線が使われている。

地区内の神社は屏風八王子神社、寺は日照山一徳寺（曹洞宗三木市吉川町 永天寺末寺）である。



屏風地区周辺地図（国土地理院 地理院地図）

(2) 屏風地区の人口統計（国勢調査より）

	2005年	2010年	2015年
世帯数 (世帯)	59	57	58
人口 (人)	221	201	180

(3) 屏風地区の営農状況（農業センサスより）

屏風の農家戸数は漸減している。専業・第1種兼業農家が減って第2種兼業農家が増えている。また、農家戸数の減り方に比して、農家人口は著しく減少している。

農地の面積は増加傾向にあり、そのほとんどは水稻栽培に用いられている。販売目的のものでは他に豆・野菜・花・果樹等がわずかに見られる程度である。

作業委託の状況としては、委託農家数・受託農家数とも2～3件程度である。

	2005年	2010年	2015年
農家戸数	39	38	36
専業農家	6	6	3
第1種兼業農家	4	4	1
第2種兼業農家	29	28	32
農家人口 (人)	160	151	118
農地面積 (a)	4069	4383	5454
田	4054	4295	5254
畑	15	88	180
樹園地	-	-	20

(4) 地区の行事等

①日照山一徳寺の行事

施餓鬼会

大般若会

祖師講

②屏風八王子神社の行事

初午祭



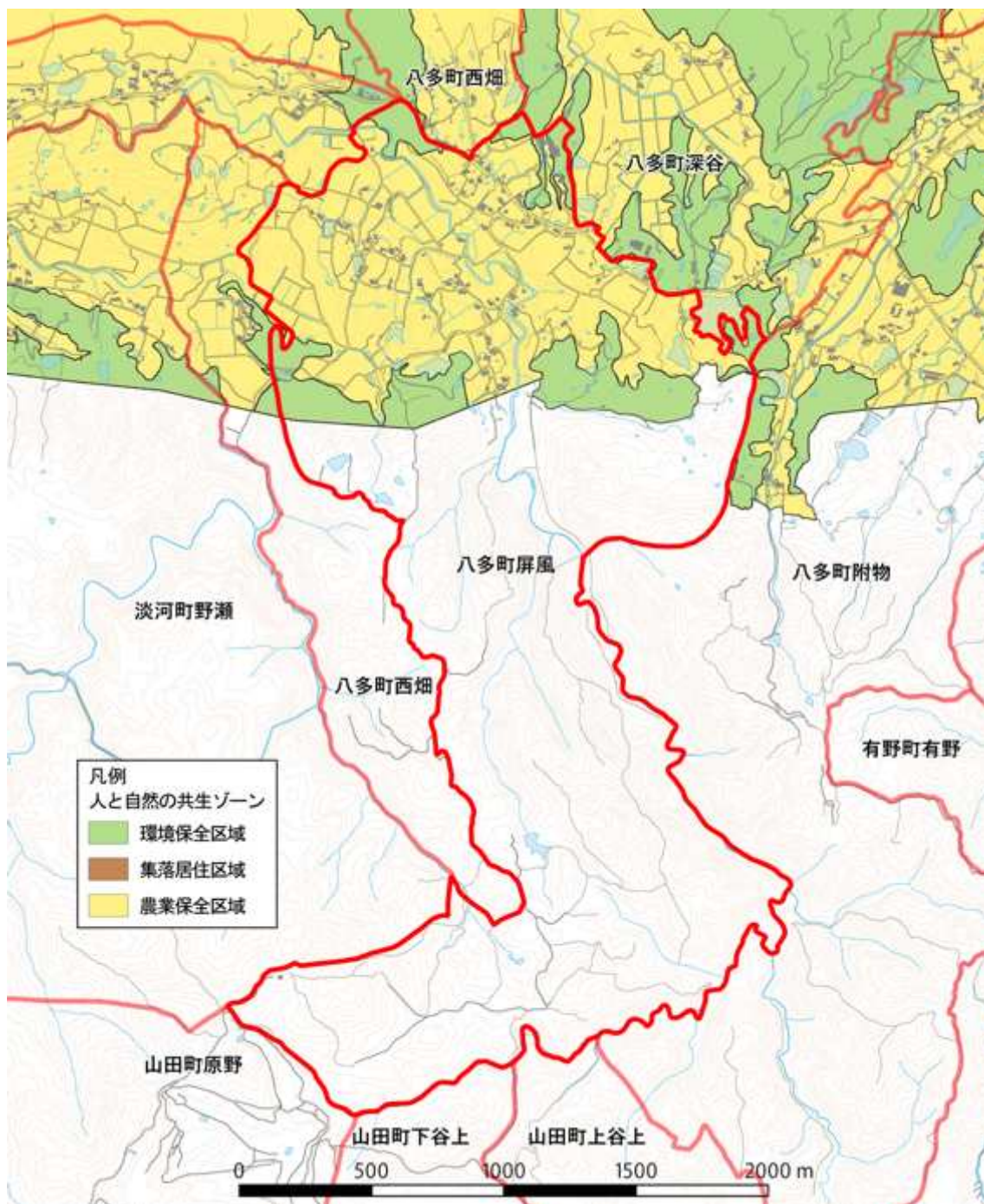
お燈 (10月/2月)

大祓

豊年祈願祭（3月）

(5) 農村用途区域

屏風地域の農村用途区域は、環境保全区域と農業保全区域からなっている。農村用途区域については現在の区域設定を変更しないものとする。



(6) 地区の問題点及び課題

① 農業振興

地区内農業者の後継者不足が進行している。屏風の農地は畦畔率が高く、これにより農地の管理に労力を要するため、維持が難しくなっている。また、区画の小さな農地も多いため、それらの維持管理が難しくなっている。

兼業農家が主体となって、国庫事業「多面的機能支払交付金制度」「中山間地域等直接支払制度」を活用しながら農地を維持管理している。

今後、農地の持続的な保全に向けて、担い手の確保等、対策が望まれる。

② 少子高齢化

地区内の少子高齢化が進んでおり、地域内には子供はほとんどいない。町全体でも小学校の児童数は少なく、子育て世代が地域外の学校に通学させようとして地域外に流出してしまっている傾向がある。

八多小学校・中学校が小中一貫校として特色を活かした運営がなされることを活かして、空き家に子育て世代を受け入れていくなどの対策を検討していく必要がある。

③ 地区内・地区間交通

地区間の移動は主に三木三田線が利用されている。三木三田線には八多淡河バスを含め神姫バスが路線バスを運行しているが、本数は多くない。このバスを利用するのにも、集落内から県道まで出るのに労力を要するため、買い物や通院に不便を感じている高齢者は多い。実質的には、自分で運転できるかどうかによらず、自家用車による移動ができなければ暮らしていくには不便といえる。

地域内での助け合い等を含めて、地域内・地域間交通の課題を解決することは、地域運営にとってとても重要といえる。

第2章 地区の整備の目標及び方針

屏風の豊富な地域資源を活かして、地域の活性化および安全で住みよい環境づくりを基本目標とし、以下の点を軸に魅力ある里づくりを進めていく。

- 1 農業を振興するための条件整備
- 2 誰もが住みよい生活環境の整備
- 3 空き家・空き地活用による里づくり支援施設の整備

第3章 農業振興計画

(1) 営農環境の維持・改善

① 集落営農組織の再編の検討

屏風地区の農地利用については、集落営農組織を新たに立ち上げ、この組織および認定農業者等を中心経営体と位置づけ、水稻栽培を中心に農地を維持していく。

② 多面的機能支払交付金制度・中山間地域等直接支払制度の活用

国庫事業、とくに中山間地域等直接支払制度を有効に活用し、地区内の営農環境の維持・改善に取り組んでいく。

③入作希望者の受入れ促進

また、入作を希望する近隣地区の認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、農地の集積・集約を進めていく。

(2) 畦畔の維持

草刈りの機械化等を含め、畦畔を維持するための労力の軽減を図る。また、地域外からの支援者の手を活用することについても検討する。

(3) 獣害対策

イノシシ・アライグマ等による農産物被害が多発している。自家用作物の農地を含め地区全体で適正な電気柵の設置・維持管理の方法を学んで実践するほか、農産物残渣の適切な処理等、被害軽減に向けた対策を行っていく。

第4章 環境整備計画

(1) 屏風の主な施設

①施設



・屏風公民館



・屏風八王子神社



・日照山一徳寺



・JAカントリー



・ J A神戸北宮農総合センター

②景観資源・自然資源



・ 出合地蔵



・ 愛宕山



・ 金比羅山（西畑地内）





・屏風ヤマザクラ (オオヤマザクラ)



・屏風の槇柏 (しんぱく)



・屏風川の風景
・屏風川のホタル



・醤油蔵跡



・黒甲越



・頓行司池

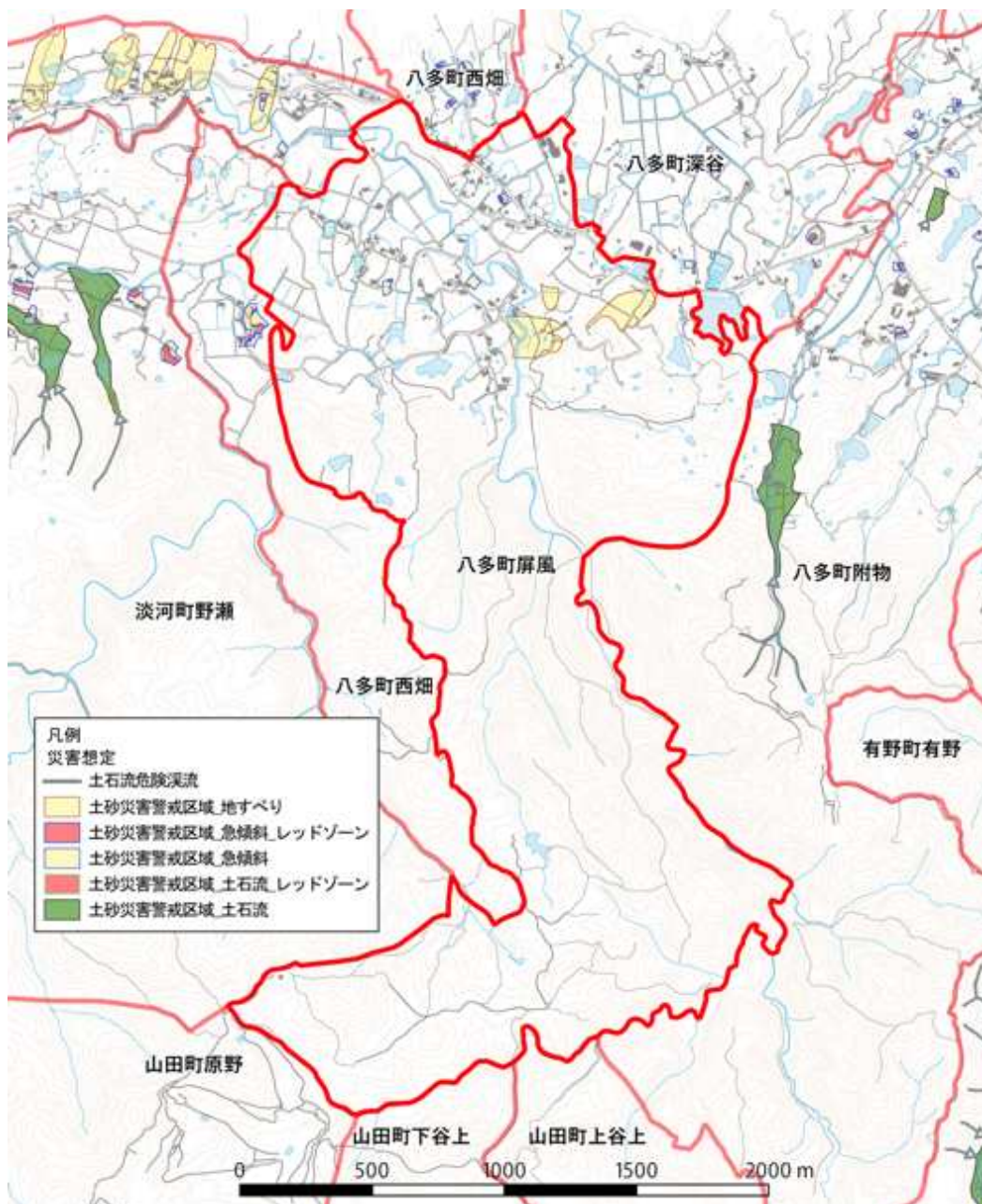
③その他

- ・屏風生産森林組合
- ・東播用水

(2) 屏風の生活環境

①防災

屏風地区は居住域が山間部から離れているため、ハザードマップ上では土石流の恐れが少ないエリアとなっている。ただし地すべりの土砂災害警戒区域は散見される。また急傾斜による土砂災害警戒区域もいくつか見られる。災害時には地域の互助・共助を積極的に活用した取組が必要となるため、常日頃からの地域内の連携の維持につとめる。



②美しい農村景観の維持

地区内には人工物のほとんど見えない田園風景が楽しめる場所がある。こうした

農村景観を維持するのに好ましくない土地利用については共生ゾーン条例に基づき、できるだけ行なわれないような対応をしていく。

(3) 屏風地区内の景観資源

①地区内に広がる田園景観



②民家群が形成する集落景観



第5章 屏風地区土地利用計画

地域の環境や景観に配慮した秩序ある土地利用を計画的に進める。

秩序ある土地利用を計画的に推進し、農村らしい景観の保全及び形成に務めることが大切であり、法令を遵守して活性化を推進していく必要がある。

(1) 農村用途区域の設定

屏風では下記の農村用途区域が設定されている。それぞれの区域の概略と、本計画上の対応は下記の通りとする。

「農業保全区域」	ほ場整備による優良農地のまとまりを中心として散居家屋などを含めて指定されている。当面区域変更は計画しない。
「環境保全区域」	里山等を主体として指定されている。当面区域変更は計画しない。

(2) 里づくりの拠点施設

集落に位置する建物を「里づくりの拠点施設」として位置づけ、屏風集落の活性化を目指す。

①農業体験施設

所在地および面積	<p>農業体験施設</p> <p>住所：北区八多町屏風〇〇</p> <p>敷地 526m²</p> <p>建物 198m²</p> <p>駐車場 約 50m</p> <p>畑 460 m²</p>
運営主体	屏風里づくり協議会および〇〇
施設の用途	<p>里づくり拠点施設（農業体験・交流施設）</p> <p>農地の維持管理や景観の保全、地域の活性化をめざし、他地域からの交流人口・関係人口を増やし、屏風地区の仲間として他地域との定期的な交流を推進していく。また次世代に自信をもって継承できる魅力ある屏風集落を発信するため、以下の取り組みを行う。</p> <p>①自然体験プログラムの提供</p> <p>遊休農地や地域資源を活用し、自然農や農的な暮らしを体験できるプログラムを提供する。また、子どもが地域の自然や農に触れ、自然や環境について学べる機会を提供する。さらに八多小中学校への地域資源を活用した学習支援もおこなう。</p> <p>②コワーキングスペースの運営</p> <p>テレワークやリモートワークなど多様な働き方を支援するとともに、余暇時間を農村の豊かな自然や魅力に触れてもらうため、ワーケーション型のコワーキングスペースを運営する。</p> <p>③レンタルスペースの運営</p> <p>少規模のイベントやワークショップ、セミナーなど古民家を活用したレンタルスペースを運営する。</p>
建築物の概要	<p>① 古民家の景観・外観は維持しつつ、用途に適合するよう内部については必要最小限の改修を行う。</p> <p>② 屋外表示看板及びデザインについては、周辺環境に配慮したものとする。</p> <p>③ 駐車場については、施設用途に応じた適切な規模の駐車場の確保に務める。施設周辺における円滑な通行を阻害しないよう、安全に支障をきたすことのないよう計画する。</p>
その他特記事項	施設の管理責任は〇〇が負うものとする。

敷地位置図



第6章 屏風地区農村定住起業計画

事項	内容
里づくり計画の整備や方針 地域の目標 ～農村定住起業に関する方針	<p>地域の課題（高齢化、地域活性化、農業担い手確保）改善に向けて、既存施設・空き家、その他古民家等を活用した集落の活性化に地域ぐるみで取り組む。</p> <p>具体的取組みは下記に定め、事業の進捗にあわせ、都度地域住民と起業者において、その成果を検証し、見直しをしながら段階的に進めていく。</p>
農村定住起業による 地域の活性化の目標	<p>農村定住起業の取組みでは、里づくり計画に掲げる基本目標（空き家の活用、雇用の創出、農家所得の向上、若者人口の定着）を達成するため、地域と起業者が協力のもと、里づくり拠点（農村定住起業施設）での従業員雇用、地区内事業者との連携、食材用農産物の生産を調整しながら、将来的には「地域ブランド（ご当地グルメ等）」となる特産品の開発とそのPRを行い、持続的な地域活性化を図っていく。</p>
地域コミュニティへの 参加・受入れ及び 地域資源の活用の際の ルールづくり	<p>地域に移り住む新たな仲間と将来にわたり末永く取組みを継続するためのルールを以下の通りとし、それぞれが協力し取り組むものとする。</p> <p>（共通ルール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家レストラン等では地域農産物を過半以上使用できるよう積極的に起業者と生産者において、企画計画から食材の提供まで協力のもと行う。 ・ 施設周辺において農作業等に伴う騒音や臭気（施肥、農薬散布、刈草の焼却等）が発生することを理解し、協力する。 ・ 起業者の事業により出たゴミは事業系ゴミとして、神戸市のルールに従って適切に処理する。 ・ 起業者は屏風地域内に居住することを原則とし、居住にあたっては屏風自治会に加入し、自治会のルールに従って自治会費を支払うものとする。 ・ 来場者に対してはホームページ・案内看板等を用いて適切に案内を行い、来場者が狭小な私道に迷い込むことがないように努力する。 ・ 来場者が周辺散策を行う際にも私有地・農道等に入らないよう適切な案内を行う。また来場者が地区内で無理な転回など危険な運転を行わないよう適切なお願いを行う。 ・ 施設への来場者対策として、駐車場確保は適切に行い、特に路上駐車防止に務める。また繁忙期においては、地区内の安全のため交通整理人の配置等を計画する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等提供については十分配慮する。 ・汚水排水に関しては関連法令を遵守し適正に処理する。 ・地域奉仕は、拠点周辺の清掃等に努め、地域美化に主体的に協力する。
--	---

①農家レストラン

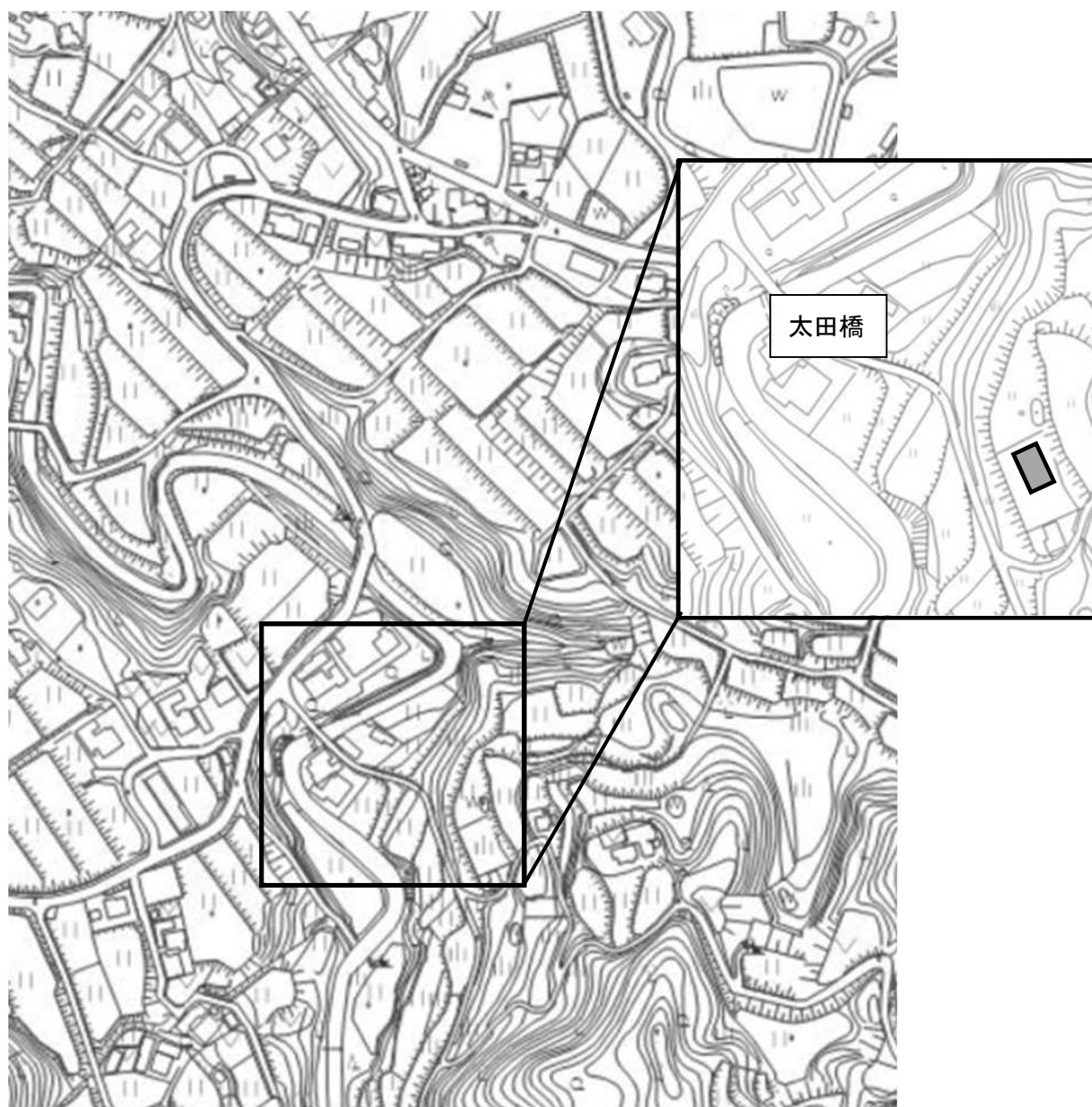
既存建築物等の活用に関する事項	
適用区域	農業保全区域
施設用途の制限	農村レストラン（飲食店）
具体的な事業計画	<p>①「食」と「農」をテーマに地域食材を中心にした食事を提供し「地域ブランド」のPRに務める。</p> <p>②地域の活性化、景観の保全、また周辺環境の美化を行い、次世代に自信をもって継承できる魅力ある屏風集落をめざし、地域出身の後継者の里帰りはもちろんのこと、他地域との交流人口を増やし、屏風地域の仲間として定住を推進する取組みとしていく。</p> <p>・位置や所在 次頁参照</p> <p>農村カフェ</p> <p>住所：北区八多町屏風〇〇</p> <p>建築面積 約 130 m²の内 特殊用途部分 約 64 m²</p> <p>駐車場 約 144 m²</p> <p>(個別ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行ルート 店の前が狭くなっているため、来訪者に通行に注意するよう周知する。 ・近隣住民の同意 近隣住民と協議し同意を得る。 隣保・水利組合と協議し同意を得る。 ・周辺環境への配慮 治安の悪化、騒音などの環境保全に留意した運営を行う。音・熱・反射光・ゴミ・匂いなどについて担当責任者を決め、対応協議できるようにする。 ・地域食材の使用 屏風地区の農産物を積極的に活用し、確保が困難な場合は、神戸市内のものを活用する。 ・騒音の防止 騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等の提供については十分配慮する。 ・ルール 計画段階において地域と確認した上記ルールを確実に履行し、その状況が維持されるよう運営を行う。

施設周辺における 交通の機能の確保 駐車場の整備	自家用車での来場者等の駐車場を確保する。
周辺の農村環境や 景観等への配慮	屏風集落景観に調和した建物意匠とする。 地域の美化活動など清掃作業を地域とともに取り組む。
その他必要な事項	農村定住起業者は自らの事業のほか、必要に応じ屏風集落のPRをホームページ・店舗案内パンフレット等により適切に行う。

農村定住起業施設一覧

番号	業種	所在地	
①	農村レストラン	北区八多町屏風〇〇	通行ルール 近隣住民の同意 周辺環境への配慮 地域食材の使用 騒音の防止

敷地位置図



付録 屏風地区里づくり計画の策定経過

月日	場所	協議事項	参集者
R3年8月23日	屏風公民館	里づくり計画についての説明	委員会
R3年9月27日	屏風公民館	里づくり計画について検討	委員会
R3年10月25日	屏風公民館	里づくり計画について検討	役員会
R3年11月29日	屏風公民館	里づくり計画について検討	役員会
R3年12月20日	屏風公民館	里づくり計画について検討	役員会
R4年1月24日	屏風公民館	里づくり計画について検討	役員会
R4年2月14日	屏風公民館	里づくり計画について検討	役員会
R4年2月24日	屏風公民館	里づくり計画について検討	役員会
R4年3月13日	屏風公民館	里づくり計画について承認	総会